

付 議 第 3 号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和5年12月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

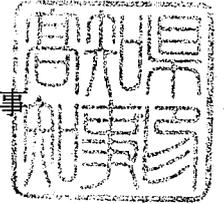
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



5 高政企第 235 号
令和 5 年 11 月 24 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 5 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 5 年 12 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案
- 3 令和 5 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

第3条 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

附則第27項中「（知事にあつては、令和5年12月6日）」を削る。

第4条 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議会の議員の条例」という。）第4条第2項及び第3条の規定による改正後の知事等の給与、旅費等に関する条例（以下「改正後の知事等

の条例」という。) 第2条の規定は令和5年12月1日から、改正後の知事等の条例附則第27項の規定は同月7日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例又は第3条の規定による改正前の知事等の給与、旅費等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の議会の議員の条例又は改正後の知事等の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定をする等必要な改正をしようとするものである。

2 主要な内容

(1) 令和5年12月期及び令和6年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き上げること。

区分	本条例施行前の支給月数		本条例施行後の支給月数			
			令和5年度		令和6年度以降	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
県議会議員	1.575月	1.575月	1.575月	1.675月	1.625月	1.625月
	計 3.15月		計 3.25月		計 3.25月	
知事	1.575月	1.575月	1.575月	1.675月	1.625月	1.625月
	計 3.15月		計 3.25月		計 3.25月	
副知事 公営企業局長 常勤の人事委員会委員 常勤の監査委員 教育長	1.575月	1.575月	1.575月	1.675月	1.625月	1.625月
	計 3.15月		計 3.25月		計 3.25月	

(2) 知事の給料月額について特例的に減じている率の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(1)の令和5年12月期の期末手当に係るもの

は令和5年12月1日から、2の(2)は同月7日から適用する。ただし、2の(1)の令和6年度以降の期末手当に係るものは、令和6年4月1日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額について、一般職の職員の例により改定をする等必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表

(第3条関

係)

新

知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とする。

第5条 給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほ

旧

知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の157.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の157.5」とする。

第5条 給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほ

9

か、一般職の職員の例による。

附 則

1～26 略

27 平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間（次項において「特例期間」という。）における知事及び副知事の給料の月額
は、第2条第1項の規定にかかわらず、その者に係る別表第1に
掲げる給料月額から、知事にあつては当該給料月額の100分の10
（令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分の100）、副
知事にあつては当該給料月額の100分の3（令和2年5月1日か
ら同月31日までの間は、100分の30）に相当する額を減じて得た
額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同
表に掲げる額とする。

28 特例期間における人事委員会委員、監査委員及び教育長の給料
の月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、その者に係る別表
第2に掲げる給料月額から、当該給料月額の100分の2（教育長
にあつては、令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分
の15）に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の
算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	給料（月額）	旅費
		略
知事	1,220,000円	略
副知事	940,000円	

か、一般職の職員の例による。

附 則

1～26 略

27 平成30年4月1日から令和6年3月31日（知事にあつては、令
和5年12月6日）までの間（次項において「特例期間」とい
う。）における知事及び副知事の給料の月額は、第2条第1項の
規定にかかわらず、その者に係る別表第1に掲げる給料月額か
ら、知事にあつては当該給料月額の100分の10（令和2年5月1
日から同月31日までの間は、100分の100）、副知事にあつては当
該給料月額の100分の3（令和2年5月1日から同月31日までの
間は、100分の30）に相当する額を減じて得た額とする。た
だし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額と
する。

28 特例期間における人事委員会委員、監査委員及び教育長の給料
の月額は、第2条第1項の規定にかかわらず、その者に係る別表
第2に掲げる給料月額から、当該給料月額の100分の2（教育長
にあつては、令和2年5月1日から同月31日までの間は、100分
の15）に相当する額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の
算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	給料（月額）	旅費
		略
知事	1,220,000円	略
副知事	940,000円	

備考 略

別表第2（第2条関係）

区 分	給 料（月 額）
公 営 企 業 局 長	略
人 事 委 員 会 委 員	610,000円
監 査 委 員	610,000円
教 育 長	780,000円

備考 略

別表第2（第2条関係）

区 分	給 料（月 額）
公 営 企 業 局 長	略
人 事 委 員 会 委 員	610,000円
監 査 委 員	610,000円
教 育 長	780,000円

新 旧 対 照 表 (第4条関係)

新

知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の162.5」とする。

第5条 給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

旧

知事等の給与、旅費等に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、常勤の特別職の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法について定めるものとする。

第2条 給料は別表第1及び別表第2に定める額とし、給料以外の給与は通勤手当、期末手当及び退職手当とし、次項に定めるもののほか職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、期末手当の算出の基礎となる額は給料月額及び給料月額に100分の45を超えない範囲内で、規則で定める区分に応じて、規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とし、同条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とし、知事が離職した場合の同条例第21条の3の規定の適用については同条中「任命権者」とあるのは、「知事」とする。

2 知事に対する期末手当の支給については、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第4条から第6条までの規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の167.5」とする。

第5条 給与及び旅費の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。